
■書評論文■**柳澤悠著『南インド社会経済史研究****——下層民の自立化と農村社会の変容——』****水島 司**

本著は、著者の長年にわたるインド・イギリスでの文献資料調査、南インド農村での住み込み調査、そして膨大な村落土地台帳の電算機処理が集大成されて生み出された労作である。その視角の多面性と、それを追求するためのデータの豊富さのゆえに、今後実証・理論の両面で、インドさらにはアジアの村落研究の議論の展開に、大きく貢献するであろう。

本著の対象は、18世紀末から今日に至る南インドの現タミルナード州に相当する地域の農村社会である。一貫して追求されているのは、不可触民を中心とした農村下層民の自立過程であり、自立の経済的・社会的基盤を土地所有と階層関係の変化を中心に多面的に克明にたどることが本著の主題となっている。各章は十分に整理され、用語の説明も丁寧であり、南インドを専門とせずとも容易に読み進むことができよう。以下、内容を簡略に紹介し、次いで評者が疑問とする点を述べることにしたい。

序章では、階層変動についての作業仮説が示されている。植民地支配下のインド農村社会については、均質な小農民が分解して大量の農業労働者が析出される一方で、商人・高利貸層に土地が集積され、あるいは富農が形成されてくるとする両極分解論・富農形成論が通説となってきた。それに対し、植民地期を通じて農業労働者の割合も土地所有の集中度も増大しておらず、農村構造には質的な変化がなかったとする批判が近年行われている。これらの議論に対し、著者は、両極分解の動きと、土地無し農民が所有者化する一方で大土地所有が縮小する動きという、方向を異にする二つの動きが同時に進行したとする。つまり、この相反する二つの動きのために、表面的に変動が相殺されたのであって、実際には大きな構造的変化があった。したがって、上の二つの動きを系統的に検討することによって、農村社会構造の変化を整合的に理解する論理を得ることが出来ると氏は見通す。この仮説に基づき、2章では植民地支配以前が、3章から9章までは植民地期が、10章は独立以降がそれぞれ対象とされ、階層変動の問題が検討されている。

水島 司 みずしまつかさ、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所。

2章は、植民地支配以前の18世紀末の階層構造を分析した章である。この時期の農民階層は、1. 土地の売買・譲渡の権利を持つミーラースダールとよばれる土地所有者、2. 安定した耕作権を持つが、耕作権を売買・譲渡することのできない永小作人であるウルクディ、3. 安定した耕作権のない任意小作人であるパラクディ、および、4. 不可触民をはじめとする低カーストの隷属的農業労働者、からなっていた。農業経営のあり方としては、1による4あるいは自家労働力を用いての直接経営、2または3による小作経営があり、いずれの形態においても、土地所有から排除された4が農業労働の中核を担っていた。

3章から7章までは、主として植民地期の水田地帯が対象である。

3章では、1865年の約100村の土地査定台帳により、この時点の土地所有構造が分析されている。この時期には、少数の上位カーストの者あるいは村外居住者が独占的に村落の土地を所有していた。他方、下位カーストは土地所有から排除され、農業労働者や小作人の地位におかれていた。農業経営としては、分益小作制やパンナイヤール(常雇いの隷属的労働者)を雇用しての経営が主であり、18世紀末と基本的な連続性があった。

こうした変動のない19世紀半ばまでの時期とは対照的に、それ以降、階層構造は大きく変動した。4章では、耕地の外延的拡大、灌漑の拡大、単位収量の増大などに示される農業生産の集約化、都市や内外プランテーションでの雇用の拡大、交通運輸手段の整備と平行した国内交易の拡大と港市志向型の農業の商業化等、階層変動の要因が検討される。5章では、こうした背景の下で小作制が拡大したとし、その要因として、地租比率の低下による農家余剰の増大、港市志向型農業の進展による負債の増大と商人・高利貸層の土地獲得、隷属的労働者の自立化による彼らを利用した農業経営の困難化、および、大土地所有者の都市雇用の増大による農業経営への関心の薄れ、等が指摘されている。6章では、こうして拡大した地主=小作関係の特徴として、小作人の出自として、没落した旧土地保有者および自立化する旧隷属的労働者の二つの層があること、分益制と定量(額)制の二つの小作形態があることがそれぞれ解明されている。

7章では、以上の農業経営上の変化と対応する土地所有構造の変化が、先の1865年に引き続く1895年と1925年の土地査定台帳によって分析されている。この間に、不可触民を含む下位カーストの土地所有が増大してバラモンの大土地保有が減少していること、およびチェッティ等の非バラモンが両極に分解し、その一部が新興の大規模土地所有者となっている事実が示され、その変化の社会的・経済的要因、及び従来の土地所有の集中についての諸学説と氏の分析結果とは矛盾しない点が論証されている。また、零細土地保有の増大については、その現象は土地への人口圧力の増大や土

地筆数の増加等によってではなく、独占的土地保有構造が弱体化し、土地所有から従来排除されてきたカーストに土地が移動していく際に生ずるという解釈が示される。こうした変化の方向は、19世紀後半から20世紀前半まで共通したものである。しかし、この一貫した変化にも関わらず、一部の大地所有者が土地の大半を支配し続け、零細地片所有者の多くは自立した農業経営を行なえず賃労働に従事している。その意味で、19世紀初め以来の構造は、大幅には変化していなかった。

8章は畑作乾燥地帯が対象である。この地帯では、18世紀末には、家族労働に依存する小作経営が一般的であり、労働者も水田地帯ほど隷属的ではなく、日雇いが主であった。19世紀後半の資料は、村毎に有力カーストが異なり、水田地帯のバラモンのように地域全体にわたり支配的地位にあるカーストはいないという土地所有構造の特徴を示している。農業経営は、バラモンやヴェッラーラなどの上位カーストの支配する村落では小作経営が一般的であり、他方下位カーストが所有する村落では、土地所有者自身が家族労働力を日雇い労働で補完する形での経営が主であった。いずれの村落でも、不可触民の土地所有者は少なかった。しかし農業労働者としては、隷属的な常雇いではなく日雇いが主であり、この点が水田地帯とは異なっていた。1865年以降には、不可触民や下位カーストの土地所有が大幅に増大した。乾燥地帯では、このように、労働者の自立過程が水田地帯よりも早期から広い範囲で進行したが、その理由として年を通じて労働需要が多いという事情が分析されている。

9章では、不可触民をはじめとする下層民への経済政策が検討されている。ライヤットワーリー制(以下 R 制)下で土地所有者と認定されたのはミーラースダールであり、彼らには、その後未耕地についての優先占取権をはじめとする優遇策がとられた。それに対し、小作人や不可触民についての保護処置は、奴隷制度の廃止を除き全くなかった。画期となるのは1891年のトレメンヒア報告であり、不可触民の土地所有者化を主眼とする地位改善の具体策が提案された。これを契機に、政府の不可触民政策が本格的に展開した。しかしなお、それらの政策は彼らの自立ではなく、その労働力をより安定して確保するためという限定性を持ったものであり、その背後には、植民地支配が、彼らの労働力を利用する有力者の村落支配に依拠していたという事情があった。

最終10章では、著者の調査村の事例により、独立以降の変化が検討されている。その村では、下層民の土地の増大と不在地主の土地の減少、農民組合を通じての不可触民による小作権の獲得、労働需要の増大が下層民の自立を促し、隷属的な常雇い労働者の確保を困難にしたこと、小作保護法の成立やバラモンの都市雇用への傾斜による小作地の減少、一部バラモンの農業経営への専念、非バラモンの両極化傾向、等の変化が見られた。しかし、そうした変化にも関わらず、地主・小作関係と富農・労働者関

係の圧倒的存在の下で、農民の多くは農業労働者や小作のままである。その意味で、19世紀以来の構造に根本的な変化がないことに、筆者は再び注意を促している。この章ではまた、村内外の農外雇用についても検討されている。土地無し村民の雇用機会の増大、上位カーストほど高い給与の職につく傾向、下層民も都市雇用を得ていることが指摘され、こうした変化の結果、カーストと経済的地位との相関関係が大幅に変容したと論じられている。10章の最後の部分では、今後の変革の見通しが述べられている。カーストや村落の枠を超えていかに自らを組織し運動を展開し得るのかという点が今後重要な意義を持つ。その場合、経済的利害がカースト間対立の激化をもたらす危険性がある。しかし、その一方で、19世紀以来上位カーストの支配を脱して自立の過程を辿ってきた下層民が、カーストの差異を超えて共同的関係を発展させる可能性をもっていることを、筆者は重視している。

以上が本著の概要である。既に明らかなように、本著では、長期間に渡る資料の渉獵によって得られた豊富な記述資料と、膨大な資料の電算機処理による統計分析結果に基づいた詳細な議論がなされており、それをモノグラフの形で我々が手にし、それについての議論が展開できることの喜びをまず表明しておきたい。柳沢氏が本著で展開している議論と氏が提示しているデータ分析の結果がインド村落研究に貢献する点については、ここまでの内容紹介で既に明瞭であると思われるので、以下では、評者が疑問とするところを、出来る限り叙述の展開に沿う形で順に指摘したい。

1. 階層変動と乾燥地帯における商業的支配の問題について。序章において、農村社会における階層変動は、基本的には土地所有の変動として論じられている。評者は別の機会に、乾燥地帯では、その生産力の低さと不安定さ及び高度に商品性の高い農業生産の性格ゆえに、一般的に土地そのものの移動あるいは地主・小作関係よりは、むしろ農民負債を通じての生産物の確保と市場の独占という形態で階層関係が表現されると論じたことがある¹⁾。氏は、水田地帯の分析から、植民地下の商業化の進展にともなって、商業的利害が土地所有を獲得した可能性が高いとしてダルマ・クマールの同様の議論を批判している (pp. 218-220)。しかし、農業生産と市場の性格から、乾燥地帯では、階層変動が土地所有関係に必ずしも表現されないこと、また氏の対象としているラールグディ郡での地帯分類における乾燥地帯・中間地帯は、全体として隣接する強力な水田地帯の市場構造の下にあるという点について言及すべきではなかろうか。

2. バーナード報告に依拠した階層分類に関して。第2章で、氏は、同報告中のカースト別世帯数の記載がある部分に付記された landholder, farmer, servant という語を、職業上の地位を示すものと解釈している (p. 29)。このうち、landholder をミールースダールとすることについては異論ない。しかし、他の二つについては、どの

程度規則的なものか、氏と同じく、評者も以前に同報告を分析した際にはっきりさせることができなかった²⁾。氏は、バラモンの場合、farmer として表記されていても耕作には従事しないと推定している。とすれば、それらの付記をそのまま職業上の地位とみなすことは無理であろうし、同じく farmer をウルクディと等置する (p. 33) ことも避けるべきであろう。むしろ、一つの村の中に landholder とされるバラモンと farmer とされるバラモンが併記されている例などから、ここでは landholder つまりミーラースダールが特別な権益と地位を有していたことを示すものであるとの解釈にとどめておくべきでなかろうか。

3. カースト名と階層分類について。氏は、ヴェッラーラは「かなり多くが土地保有者であっても自らは農耕労働に従事しない」(p. 32) という点を、主としてタンジャヴールの資料から論じている。タンジャヴールは、本著のいくつかの部分における記述からも示唆されているとおり、南インドでは極めて特殊な地域であり、そこでのヴェッラーラについての記述から、彼らが自ら耕作しないと一般化することは出来ない³⁾。また、氏はカウンダンをヴェッラーラとみなしている (p. 60) が、ティルチラパッリのカウンダンは 3.5 表 (p. 61) 中の Urali と Kurumban が主体で、コングー地方のコングー＝ヴェッラーラではない⁴⁾。

もう一つ、ムッディリヤンとパライア以外の不可触民が 1871 年センサスでいずれもサーターニとして区別された可能性が示唆されているが (pp. 60, 261), 1871 年センサスは分類方式がはっきりせず、それに依拠しての統計分析は信頼性が落ちるように思われる。

4. 18 世紀末の農業経営の主たる形態について。非ミーラースダールの下位カーストが農業労働の中核を占めていたことは、ミーラースダールの戸数割合が全体の 2 割程度にすぎないことからして当然である。問題は、氏の指摘するとおり、ミーラースダールの農業経営の性格である (p. 47, 註 32)。それに関して、水利用に時間的制約の大きい南インドの水田稲作のように短期間に大量の労働力を必要とする経営の場合、規模の大きなミーラースダールの農業経営が、家族労働に基づくことが少ないのは、これも当然であろう。したがって、農業経営形態としては、土地所有者が経営主体として農業経営を行っているか、あるいは小作経営により土地所有者が地代を収取するだけの存在であるかの二通りであり、隷属的労働力や雇用労働力に依拠する経営も前者に含まれると考えるべきであろう。そして、その上で、どちらの経営形態が主体で、それぞれの下でどのような階層関係がみられるのかという問題の設定のしかたが自然である。そして、このように問題を設定すると、氏が多面的に議論している 18 世紀末から今日にいたるまでの経営形態の変化の基底は、不可触民を中心とした隷属的な労働者であるパンナイヤルの自立の一点に絞られるのではなかろうか。即ち、場

合によっては「全村落の共同財産」として使役されていたパンナイヤルの自立が、ある場合には小作経営の拡大を導き、ある場合には日雇い労働の増大を導くという図式である⁵⁾。

ついでながら、この問題に関連する R 制以降の農業経営形態の問題について付記しておく。氏は、第3章で、農業経営が家族労働力を主体としていたか、パンナイヤールと呼ばれる農業労働者を雇用してのものであったか。あるいは日雇いを利用してのものであったかという問題を設定し、論を進めている。しかし、南インドの農業経営においては、それらが一つの経営の中に並存し得るのであり、どのような経営形態をとるかは、経営規模と作物によって異なる作業内容によるところが大きいのではないだろうか。例えば、上に述べたように、稲作ではある程度以上の経営規模では雇用労働力に頼らざるを得ないであろう。また、乾燥地帯の井戸での揚水作業は、その単調な作業と作業時間の長さのゆえに、常雇いの労働者を利用するのが一般的である。いずれにしても、一つの経営ユニットの中にいくつかの経営形態が並存し得ることに留意しておきたい。

5. 18世紀末における生産物分配のありかたと、そこにおける「耕作者使用人」の取り分について。評者は、バーナード報告の分析の中で、同報告に記されている分配率は最終的な収取割合を示しているわけではなく、「2 次的な分配の流れ」が存在することを注意しておいた(拙稿『18-20 世紀南インド在地社会の研究』, 東京外国語大学, 1990 年, p. 125)。そうでなければ、ミーラースダールが得ていた取り分も射程に入り得ない。しかし、総戸数の 20 パーセント近くも占める労働農業者が総生産物の 6 パーセントを唯一の収入として生きていたとは「とても考えられない」ので、それらの手当とは別に直接的に耕作者や土地保有者から支払われていたと推定する議論の展開の仕方 (p. 40) は疑問である。例えば、氏が説明している土地の極めていびつな所有規模構成は、これらの収取割合がとても考えられないというほどの数値ではないことを明確に示している(土地所有規模構成がそのまま粗生産の分配率を示すものではないことは当然として)。むしろ、社会の最低辺にある 2 割の人間が全体の 6 パーセントの取り分しか得られないという状況は、インドでは当たり前ではなかろうか。なお、例証とされている奴隷の収入細目 (p. 41) の中で、ワーラム (Varam: 分益) としての収入割合が奴隷の取り分全 17 パーセントのうちの 10 パーセントを占めているが、奴隷がなぜワーラムを得ているかの説明がなく、論拠とは認め難い。評者も、確かに個々のミーラースダールに個別に保有される奴隷や労働者が、雇用主から直接に手当を得ていた可能性を考えてはいるが、土地所有者・耕作者と農業労働者間の関係に基づく分配関係によって媒介される部分がバーナード報告に示されている分配関係よりも大きい (p. 42) とか、それらが量的にみても極めて大きい (p. 49, 註 59) との

氏の推定については、その論拠が示されない限り、同意することは出来ない。ただし、仮にそのような2次的分配関係がこの時期に大きな比重を占めるようになっていたとすれば、それは評者が従来繰り返し主張してきたように、バーナード報告に示されているような国家原理と共同体原理の対抗関係から生成・継承されてきた地域の再生産体制であるミーラース体制の中に、この時期に二次的分配の増大という形で個人原理が新たに台頭しつつあったことを象徴するものとして解釈すべきものと考ええる。ここでは、この問題の確定にあたっては、別個の資料の発掘が必要であることを指摘するにとどめておこう。

6. 以上の個々の問題とは別に、18世紀末までの階層構成の問題を扱う場合に、より大きな問題が存在する。それは、地片を村落あるいは地域の再生産構造や支配構造から切り離し、地片についての権利から階層構造を論ずる視角が抱えている問題である。本著の記述にある、ミーラースダールによる他カーストの土地所有からの排除の動き (pp. 44, 71-73 他) や、土地をめぐる紛争がミーラースダールとパーヤカーリの個々の当事者同士の個別の紛争ではなく双方全体の対立へと帰結してしまう事件 (p. 38), 「全体の共同財産としての農奴」 (p. 25) や彼らが「ミーラースダールの保有する土地をローテーションをもって耕作している」事実 (p. 28), あるいは村落の生産物の4分の1が手当として各種職分者に分配されていること (p. 40) などの記述は、当時の生産関係が個々の地片をめぐる個々の関係としては終始し得ず、常に村落あるいは地域の支配構造・再生産構造の中に関連づけられていたことを示すものではなかろうか。したがって、農業労働者の問題であれば、かつて村落全体に対して隷属していた彼らが、19世紀には同じく隷属的であったとしても、個別的な雇用関係にあったことの変化の意味が問われねばならないであろうし、小作関係についてならば、ウルクディやパラクディとミーラースダールとの関係が、はたしてこうした構造から自立し、個々の地片における地主＝小作関係としてのみ成り立っていたのかどうかという問題関心が不可欠であろう。また、18世紀までの小作関係を、R 制以降に成立する地片をめぐる地主＝小作関係と同じ地平で把握した場合に、国家の取り分が全体の3割をも占めたことの意味についての説明が出来なくなる危険性や、あるいは、再生産をめぐる人と人との関係を村落や地域の再生産体制から解いて地片の所有関係のみへと収束し、19世紀後半からの構造的変化を可能にする体制を整えた R 制の歴史的意義を見落としてしまう危険性にも、十分注意が払われなくてはならない⁹⁾。なお、18世紀末から19世紀後半にかけての南インド社会の階層関係を、その階層構成という点から極めて静態的な社会として氏が描いているという印象を与えるが、その主な理由は、この点にあるのではないかと思われる。

7. 19世紀後半からの農業生産の発展の地帯別差異について、氏は、第4章で、19

世紀後半から農業集約化の形での農業発展があり、それが下層民の自立の動きの経済的要因の一つであると把握している。しかし、1895年から1925年までの時期については、表4.2 (p. 99) に示されている米の作付け面積や二作地面積の水田地帯での激減から判断する限り、逆にマイナス成長の様相を示している。大きく成長しているのは、中間地帯と乾燥地帯のみである。肥料や農法面での進展がこの時期にあったことは確かであろうが、前後の記述から判断して、水田地帯での農業面での発達には、既に19世紀末には停滞状態にあったと考えてよいのではなかろうか、また、同じく自立の重要な要因として検討されている海外移民の問題にしても、仮に各地帯の郡別統計が分析されていたとすれば、乾燥地帯からの移民が圧倒的ではなかったかと推定される。大きく動いているのは、どうも水田地帯以外の地帯のようである。

この問題は、不可触民の土地所有の拡大の評価についてもそのまま当てはまる。7章でこの問題が扱われているが、水田地帯における増大は、総面積11,289 エーカーにおいて、1865年の4 エーカーから1925年の138 エーカーへの増大にすぎず、データの処理方法によっては、埋もれてしまう可能性のある数値である。10章で検討されている氏の調査村においても、不可触民の土地は、1925年の4.9 から1952年の9.1 エーカーへと微増しているにすぎない。また、その土地保有者数が水田地帯で17人から208人へと増えているものの、地域全体の土地保有者数が同じ時期に1,375人から4,876人へと増えていることからすれば、実数面では、特に注目されるほどの変化ではない。

こうしたかなり停滞したように見える水田地帯に対し、土地所有にせよ反上層カースト運動にせよ、それ以外の地帯での不可触民の動きが活発である。氏が重視している、調査村における農民運動による不可触民の小作権の獲得を、水田地帯における不可触民の経済的地位の上昇という要因に直接繋ぎ合わせる議論の発展は、無理があるように思われる。また、小作権の獲得の事例にしても、当時タミル全域で大きな動きを示したドラヴィダ運動の一貫として1950年代に一時的に生じた現象であって、当該村の不可触民の独自の自立意識の展開の結果とは必ずしも解釈できない。仮に小作権獲得が不可触民の経済的自立を背景としたものであったとしたなら、同じ時期に、不可触民以上に土地を獲得していたムッディリヤンの多くが小作権を失ったという事態 (p. 358) は、どのように解釈できるのであろうか。

8. バラモンの土地所有の減少と、女性・寺院保有地の増大との関連について。バラモンは、水田地帯において、1865年の3,713 エーカーから、1925年には2,884 エーカーへと土地を減らし、それに対して、バラモン女性はかなり含まれている可能性が高い女性所有者の土地が126から1,147 エーカーへ、同じく、バラモンが寺院へ寄進し、経営そのものは変化しない可能性のある寺院地が322から720 エーカーへと増大

している。増減を総計すると、1865年は4,161エーカー、1925年は4,751エーカーとなり、逆に増大したことになってしまう。バラモンの土地所有の減少の規模とその意味をとらえるには、これらの女性の土地のカースト別所属や寺院地の経営の実態の分析が不可欠ではなかろうか。

9. 乾燥地帯で小作制が一般的かどうかについて。氏は、主としてマートンの研究に依拠して、8章で、18世紀末において、セーラム等の乾燥地帯では小作人の家族労働力による農業経営が一般的であったとしている。しかし、一般に耕作が不安定で生産力の低い乾燥地帯においては、北アルコットについての報告(p. 135)、あるいはセーラムやコインバトールについての報告(p. 138)にもあるように、20世紀に入っても一部の灌漑地を除いて小作経営が成立することは極めて難しく、18世紀末にはなおのことであったと推定し得る。マートンが依拠している資料の再検討が必要ではなかろうか。

10. 独立以降の村落構造の変化について。氏は、調査村における土地所有構造の分析を行い、不可触民とムッディリヤンの所有地の増大とバラモンの所有地の減少を指摘している。しかし、不可触民の土地は1952年から1979年の間に、9.1から17エーカーへ、ムッディリヤンの土地は、村内外の居住者の所有地を合計すると、1925年から1979年にかけて全耕地の12%が15%へと微増したにすぎない。また、後者の場合、村内の居住者が1925年の31から1952年の23エーカーへと一時的に所有地を減少させている(pp. 341, 345)が、理由は説明されていない。いずれにしても、彼らの所有地の変化と言うのはほとんど無視できる範囲にある。また、農外雇用の点で筆者が大幅に発展したと注目している職業や産業(稲藁販売、人造宝石の研磨、茶店、山羊肉販売店、貸し自転車店、洋裁店)にしても、今後どれほど発展があるか疑問である。むしろ、こうした職業の増加を「発展」という用語で表現しなければならない氏の視角の根底に、インド農村経済の底上げが遅々として進まぬことに対し、長年にわたってインド農村の推移を見守り続けてきた氏の苛立ちを感じるのであるが、これは評者の一人合点であろうか。

11. 農外雇用の問題に関連して、土地所有の側面からみた階層関係が、インド全体の産業の展開が生み出す雇用構造の中にどう位置づけられるのかという点について。零細な地片の獲得による下層民の村内での自立化過程は、本著が一貫して追求しているテーマであり、幾つか疑問点をあげたものの、基本的にはその試みは達せられていると評者は考えている。ただ、旧来の土地所有者が都市へと移動し、その土地が下層民へ移動していくという過程は、後者が相対的に決定的に生活水準の低い農村に滞留させられているという事態の裏返しでもある。保留政策の村落レベルでの影響など、筆者の今後のいっそうの議論の展開を待ちたい。

以上、評者の疑問とする点を列記した。著者の意図を理解し得ずに見当外れの議論をしていたとすれば寛恕を乞いたい。最後に、本著には、多数の論点について評者が指摘したような具体的な議論を可能にさせる詳細なデータ分析結果が示されていることを特に強調しておきたい。今後、評者が指摘し得なかった問題も含め、活発な議論が展開されることを期待する。

注

- 1) 拙稿「南インド農村の類型化の試み——農民負債と流通形態との関連から——」『史学雑誌』第87編7号、1978年。
- 2) 一番大きな可能性として、評者は、当時の当該カーストの通念と外れている場合、あるいはカースト名と特定の地位が1対1で対応せず、注記が必要とバーナードが判断した場合に記載があると推定している。
- 3) ティルチラパッリに関する氏の引用には、ヴェッラーラがパライヤと同程度に耕作に従事していると記されている (p. 88)。
- 4) 仮にそれがヴェッラーラであれば、8章においてかれらを下位カーストとして分類するのは奇妙である。
- 5) 階層関係を論じた氏の前著についての評者の批判に対する反論が第2章で行なわれている (pp. 35-37)。評者の批判の一つの論点は、氏が設定する4階層の中で、氏が安定的な耕作権を持つ永久小作人(ウルクディ)は農業労働の中核とはなっていないとしている点について、氏が当該論文で依拠している資料からはそうした結論を導くことは出来ないし、そうした結論は、ミーラースダールの下でウルクディがかなりの割合で存在したことを過小評価してしまうという点である。ミーラースダールと小作人が一般には同一の階層でないことは、耕作に自ら従事することの無いバラモンを思い浮かべるまでもなく、いわば当然のことと評者も理解している。なお、ミーラースダールが別の村でパラクディとなるのは、政府と耕作者との生産物分配において、パラクディが耕作者であった方がミーラースダールが耕作者であった場合よりも取り分が高くなるためである。プレイスはそれをミーラースダールの不当な行為であるとみなして、報告に記したのである。こうした点にも、当時の階層関係が、6で議論するように、単に地主と小作のみの関係としては終始していない当時の生産関係の特徴が示されている。
- 6) こうした問題は、前掲拙稿『18-20世紀南インド在地社会の研究』の主要テーマとなっているので、詳しくはそちらを参考にされたい。

(東京大学東洋文化研究所紀要別冊, 1991年, 405ページ,

東京大学出版会, 20600円)